

議案参考資料

[令和2年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

財政課 財政担当
1: 市民課 住民係
2: 建築指導課 建築審査係

議案名

議案第35号 桐生市手数料条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「マイナンバー法」という。)の一部改正に伴い、個人番号通知カードの再交付に係る手数料を廃止しようとするものです。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物新築等計画の認定申請に係る手数料について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

- 1 個人番号通知カードの交付が廃止されることに伴い、その再交付に係る手数料を定めた規定を削ります。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり申請に係る手数料を定めるものです。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、簡易な評価方法及び共同住宅の共用部分を計算しない評価方法が追加されたことに伴い、当該認定申請に係る手数料の規定を追加します。
 - (2) 低炭素建築物新築等計画の認定申請において、共同住宅の共用部分を計算しない評価方法が追加されたことに伴い、その場合の認定申請に係る審査手数料の規定を追加します。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

- 1 デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に拡大するため、マイナンバー法の一部が改正され、個人番号通知カードが廃止されることとなりました。改正法の施行日(令和2年5月25日)以後は通知カードの交付及び再交付は行わず、マイナンバー付番後の通知は個人番号通知書を送付する方法により行います。
- 2 建築物の省エネ性能の算定に当たり、申請者及び審査者双方の負担を軽減するため、煩雑であった評価方法の簡素化・合理化が課題とされる中で、現行の評価方法に加えて、より簡単な計算方法の導入や、一次エネルギー基準の評価に当たり共用部分を除く評価方法が導入されました。